

令和元年9月藤枝市議会
定例会議案

令和元年9月2日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
認 第 1 号	平成30年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 (別冊)
認 第 2 号	平成30年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 (別冊)
認 第 3 号	平成30年度藤枝市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 (別冊)
認 第 4 号	平成30年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	4 (別冊)
認 第 5 号	平成30年度藤枝市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5 (別冊)
認 第 6 号	平成30年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 (別冊)
認 第 7 号	平成30年度藤枝市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 (別冊)
認 第 8 号	平成30年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8 (別冊)
認 第 9 号	平成30年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9 (別冊)
認 第 10号	平成30年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算の認定について	10 (別冊)
認 第 11号	平成30年度藤枝市病院事業会計決算の認定について	11 (別冊)
認 第 12号	平成30年度藤枝市水道事業会計決算の認定について	12 (別冊)
第56号議案	令和元年度藤枝市一般会計補正予算(第3号)	別冊
第57号議案	令和元年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第58号議案	令和元年度藤枝市土地取得特別会計補正予算(第1号)	別冊
第59号議案	令和元年度藤枝市介護保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
第60号議案	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	13
第61号議案	藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	14
第62号議案	藤枝市消防団条例の一部を改正する条例	15
第63号議案	藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例	16
第64号議案	藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
第65号議案	藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部を改正する条例	25
第66号議案	藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	26
第67号議案	県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	28
第68号議案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	29

第69号議案	藤枝市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例	31
第70号議案	藤枝市水道事業給水条例の一部を改正する条例	32
第71号議案	市道路線の認定について	33
第72号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	34
第73号議案	教育委員会委員の任命について	35

平成30年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市一般会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度藤枝市病院事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度藤枝市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度藤枝市水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(藤枝市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 2 第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年藤枝市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「法第 1 6 条第 2 号」を「法第 1 6 条第 1 号」に改める。

(藤枝市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市職員等の旅費に関する条例（昭和54年藤枝市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「法第 1 6 条第 2 号から第 5 号」を「法第 1 6 条第 1 号から第 4 号」に改める。

(藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 3 項第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 5 項 第 2 号 中 「第 5 5 条」 を 「第 8 条 第 1 項 第 5 号」 に 改 め る。

第 1 2 条 第 1 項 第 2 号 中 「(同法第 1 6 条 第 1 号 に 該 当 す る 場 合 を 除 く。)」 を 削 る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 2 条 第 1 項 第 2 号 の 改 正 規 定 は、令和元年 1 2 月 1 4 日 から 施 行 す る。

藤枝市消防団条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団条例（平成 7 年藤枝市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「第 5 条又は第 6 条」を「第 6 条」に、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 2 項第 2 号中「前条第 3 号」を「前条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする改正規定及び第 5 条第 2 項第 2 号の改正規定は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

藤枝市印鑑条例の一部を改正する条例

藤枝市印鑑条例（昭和52年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）」を「令」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第 3 項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第 6 条第 4 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条第 8 号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 9 号を第 8 号とする。

第 1 1 条第 1 項第 2 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項第 6 号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第 5 号とする。

第 1 5 条第 1 項第 3 号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 1 1 月 5 日から施行する。

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「重視した」を「重視し、子どもの保護者の経済的負担の軽減に
ついて適切に配慮された」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者
負担」を「第 1 4 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 7 条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第 2 項中「利用している
1 号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第
3 項中「2 号認定子ども又は 3 号認定子どもの総数」を「2 号認定子ども又は 3 号
認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に改め、同条第 4 項中「支
給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定
子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条第 2 項中「3 号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ど
も」を加える。

第 9 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有
無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認
定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め
る。

第 1 0 条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中
「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教
育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有
効期間」に改める。

第 1 1 条及び第 1 2 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に
改める。

第 1 4 条第 1 項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条
において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満
3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第 2 7
条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合に
あつては法第 2 8 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育

を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準

子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

- (イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項中「(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条中「支給認定子どもに体調の」を「教育・保育給付認定子どもに体調の」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第14条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第22条第1項及び第2項、第25条（見出しを含む。）、第26条及び第27条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第31条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給

認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第33条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第35条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第36条第1項中「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第2項中「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第3項中「含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に改め、「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」と、「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「1号認定又は2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、「とする」を「と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第37条第1項中「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第2項中「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「利用している1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に改め、「子どもの数」と、「の次に「1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもと、」を加え、「第14条第4項第3号中「除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「同号に掲げる小学校就学前

子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第 14 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第 38 条第 1 項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「その利用定員の数を」を削る。

第 39 条中「利用者負担」を「第 44 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 40 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「3 号認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 41 条第 2 項中「3 号認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 43 条第 1 項第 1 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 44 条第 1 項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第 51 条において準用する第 15 条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、

当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第44条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第48条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第15条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。）」を「第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」に改める。

第52条第1項中「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第2項中「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、「3号認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第3項中「を含むものとして、この章（第40条第2項及び第41条第2項を除く。）

の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る3号認定子ども」とあるのは「利用の申込みに係る1号認定子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「1号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「1号認定子ども」とあるのは「3号認定子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第53条第1項中「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第2項中「2号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「3号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を、「1号認定子ども」の次に「に該当する教育・保育給付認定子ども」を加え、同条第3項中「を含むものとして、この章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるの

は「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。」をいう。」とあるのは「定める額をいう。」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第20条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例（平成27年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2号中「法第14条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤枝市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
----	---

」

を

「

市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
----	---

」

に改める。

別表第 2 中

「

市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

」

を
「

市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金徴収条例（平成15年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

事業名	工種	分担金の上限額
中山間地域総合整備事業	モノレール	事業費の7.5%に相当する額
水利施設等保全高度化事業	区画整理	事業費の5%に相当する額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 5 の部第 1 項に次の 3 号を加える。

- (16) 法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる 2 以上の工事の全体計画に関する認定の申請（1 件につき） 27,000 円
- (17) 法第 8 7 条の 2 第 2 項の規定において準用する同法第 8 6 条の 8 第 3 項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる 2 以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請（1 件につき） 27,000 円
- (18) 法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場への一時的な用途変更に係る許可の申請（1 件につき） 120,000 円

別表の第 9 の部第 1 号中

「 法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（1 件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第 3 0 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表の第 5 の部(1)に規定する手数料の額を加算した額 」
を

「 法第 2 9 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請

ア 法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（1 件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第 3 0 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表の第 5 の部(1)に規定する手数料の額を加算した額

イ 法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項を記載する場合は、申請に係るそれぞれの建築物ごとに、次の表に掲げる項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項手数料の額の欄に掲げる額の手数を加算した額 」

に改める。

別表の第 9 の部第 2 号中

「 法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（1 件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第 3 1 条第 2 項において準用する同法第 3 0 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表の第 5 の部(1)に規定する手数料の額を加算した額 」

を

「 法第 31 条第 1 項及び法第 29 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請

ア 法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（1 件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表の第 5 の部 (1) に規定する手数料の額を加算した額

イ 変更（法第 29 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下ウにおいて「計画」という。）に係る建築物に関し同条第 3 項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が 2 以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物ごとに、次の表に掲げる項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項手数料の額の欄に掲げる額の手数料を加算した額

ウ 計画に法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第 1 項の規定に基づく認定の申請とみなして前号の規定を適用して算定した額

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の第 9 の部の改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）の施行の日から施行する。

藤枝市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年藤枝市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第6号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第1項第6号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

藤枝市水道事業給水条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業給水条例（平成10年藤枝市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号中「15,000円」を「10,000円」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第25条の3の2の指定の更新をするとき。 1件につき 10,000円

第34条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
20369	2地区369号線	高柳四丁目687番地先 高柳四丁目797番8地先

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 

氏 名 松 浦 伸 一



教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 牧 田 伸 明

[REDACTED]

令和元年9月藤枝市議会定例会 議案提案理由書（第60号議案～第73号議案）

第60号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等が不当に差別されることのないよう地方公務員法が改正されたことに伴い、藤枝市職員の給与に関する条例ほか4つの条例について所要の改正を行うものであります。

第61号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正及び地方独立行政法人法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

第62号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴う所要の改正を行うほか、字句等の整理を行うものであります。

第63号議案

旧氏記載に関する住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、印鑑登録証明書等に旧氏の記載を可能とする等の所要の改正を行うものであります。

第64号議案

子ども・子育て支援法が改正され、3歳以上の保育所、認定子ども園等の利用料が無償化されることに伴い、食事の提供に要する費用の取扱いを変更する等の所要の改正を行うものであります。

第65号議案

子ども・子育て支援法が改正され、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されることに伴い、当該給付に関して法定報告内で虚偽等があった場合に過料を課

するものであります。

第66号議案

子ども・子育て支援法が改正され、個人番号の利用範囲に新たに創設された子育てのための施設等利用給付に関する事務を加えるものであります。

第67号議案

県営土地改良事業による水利施設等保全高度化事業を実施するにあたり、土地改良法に基づき受益者から徴収する分担金の上限額等を定めるものであります。

第68号議案

建築基準法の一部を改正する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな認定及び許可制度の創設による所要の改正を行うものであります。

第69号議案

水道法施行令及び同施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものであります。

第70号議案

水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度に新たに更新制が導入されることによる所要の改正を行うものであります。

第71号議案

道路の新設に伴い路線を認定するものであります。

第72号議案

本市固定資産評価審査委員会委員である松浦伸一氏は、令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第 7 3 号議案

本市教育委員会委員である 横 山 久 男 氏が、令和元年 9 月 3 0 日をもって任期満了となりますので、新たに 牧 田 伸 明 氏を適任と認め任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。